

四日市市教委告示第3号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者を次のように定める。

令和5年1月31日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

- 1 指定日 令和5年1月31日
- 2 公の施設名 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場
- 3 指定管理者の名称及び所在地
  - (1) 名称 西武造園株式会社
  - (2) 所在地 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
- 4 指定期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日

(こども未来部こども未来課)